

| 改正理由 | 一部改正 | |
|---|------|--|
| 現 行 | | 改 正 |
| <p style="text-align: center;">第 13 章 経 費 計 算</p> <p>1. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>ア. 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>イ. 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>ウ. 工種区分において下水道工事（４）を使用した場合は、更生工補正率による補正は行わない。</p> <p>エ. 主たる工種が下水道工事（４）以外で更生材料費が直接工事費の40%以上の場合は、下水道施設維持管理積算要領2020の更生工補正率にて、共通仮設費の補正をする。</p> <p>オ. 設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>率計算における対象額（P）は次のとおりとする。</p> $\text{対象額（P）} = \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費}$ <p>注）処分費（準備費に含まれる処分費を含む）は、表13.7を考慮する。</p> <p>ア. 下記に掲げる費用は対象額に含めない。対象製品名称は限定列举※とする。</p> <p style="text-align: center;">※限定列举：あてはまる対象を列举したものに限定すること</p> <p>(7) 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>(イ) 上記(7)を支給する場合の支給品費</p> <p>(ロ) 鋼桁、門扉、シールドマシン本体等の工場製作に係る費用のうちの工場原価。なお、シールドマシン本体等の積算方法については、表13.1とする。</p> <p>(ハ) 大型標識柱〔オーバーハング柱（F型、T型、逆L型）、オーバーヘッド柱〕の材料費（製作費を含む）</p> <p>(ニ) 一般的環境調査費（家屋調査費等）</p> <p>(ホ) 測量、地質調査委託費等（経費を含む委託業務費は対象額に含めない）</p> <p>(ヘ) 土砂検定費、環境測定分析料金（六価クロム溶出試験費等）</p> | | <p style="text-align: center;">第 13 章 経 費 計 算</p> <p>1. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>ア. 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>イ. 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>ウ. 工種区分において下水道工事（４）を使用した場合は、更生工補正率による補正は行わない。</p> <p>エ. 主たる工種が下水道工事（４）以外で更生材料費が直接工事費の40%以上の場合は、下水道施設維持管理積算要領2020の更生工補正率にて、共通仮設費の補正をする。</p> <p>オ. 設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>率計算における対象額（P）は次のとおりとする。</p> $\text{対象額（P）} = \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費}$ <p>注）処分費（準備費に含まれる処分費を含む）は、<u>表13.8</u>を考慮する。</p> <p>ア. 下記に掲げる費用は対象額に含めない。対象製品名称は限定列举※とする。</p> <p style="text-align: center;">※限定列举：あてはまる対象を列举したものに限定すること</p> <p>(7) 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>(イ) 上記(7)を支給する場合の支給品費</p> <p>(ロ) 鋼桁、門扉、シールドマシン本体等の工場製作に係る費用のうちの工場原価。なお、シールドマシン本体等の積算方法については、<u>表13.2</u>とする。</p> <p>(ハ) 大型標識柱〔オーバーハング柱（F型、T型、逆L型）、オーバーヘッド柱〕の材料費（製作費を含む）</p> <p>(ニ) 一般的環境調査費（家屋調査費等）</p> <p>(ホ) 測量、地質調査委託費等（経費を含む委託業務費は対象額に含めない）</p> <p>(ヘ) 土砂検定費、環境測定分析料金（六価クロム溶出試験費等）</p> <p>イ. 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費」事業損失防止施設</p> |
| 13-1 | | 13-1 |

改正理由

一部改正

現 行

改 正

| | | |
|----------------------------|---------------|--|
| 一 般 管 理 費 等 | 金額を率計算の対象とする。 | 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。 ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。 |
|----------------------------|---------------|--|

| | | |
|----------------------------|---------------|--|
| 一 般 管 理 費 等 | 金額を率計算の対象とする。 | 処分費等が「共通仮設費対象額(P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。 ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。 |
|----------------------------|---------------|--|

(注) 1. 準備費に含まれる処分費は伐開、除根、試験掘等に伴うものである。
2. これにより難い場合は別途考慮するものとする。

(注) 1. 準備費に含まれる処分費は伐開、除根、試験掘等に伴うものである。
2. これにより難い場合は別途考慮するものとする。

(5) 現場管理費の計算

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} \}$$

(5) 現場管理費の計算

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} \}$$

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸与機械評価額

純工事費：直接工事費 + 共通仮設費

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸与機械評価額

純工事費：直接工事費 + 共通仮設費

(6) 現場管理費の計上金額は千円止とする。

(6) 現場管理費の計上金額は千円止とする。

(7) 諸経費率の工程区分は下記のとおりとする。

(7) 諸経費率の工程区分は下記のとおりとする。

表13.9 共通仮設費率及び現場管理費率算定の工程区分

| 工程区分 | 工程内容 |
|-------|--|
| 下水道工事 | (1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 |
| | (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 |
| | (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事 |
| | (4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事 |

表13.9 共通仮設費率及び現場管理費率算定の工程区分

| 工程区分 | 工程内容 |
|-------|--|
| 下水道工事 | (1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 |
| | (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 |
| | (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事 |
| | (4) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事 |

10. 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算定

一般管理費等の対象額は、工事原価（支給品除く）とする。

10. 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算定

一般管理費等の対象額は、工事原価（支給品除く）とする。

表13.10 一般管理費等率（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）

| 工事原価 | 500万円以下 | 500万円を超え30億円以下 | 30億円を超えるもの |
|---------|---------|---------------------|------------|
| 一般管理費等率 | 22.72% | 一般管理費等率算定式により算出された率 | 7.47% |

表13.10 一般管理費等率（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）

| 工事原価 | 500万円以下 | 500万円を超え30億円以下 | 30億円を超えるもの |
|---------|---------|---------------------|------------|
| 一般管理費等率 | 23.57% | 一般管理費等率算定式により算出された率 | 9.74% |

改正理由

一部改正

現 行

算定式

〔一般管理費等率算定式〕

$$G_p = -5.48972 \times \log(C_p) + 59.4977 (\%)$$

ただし G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : (工事原価) - (処分費等のうち共通仮設費対象額から控除する金額)

(注) G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(2) 一般管理費等率の補正

表13.11 一般管理費等率の補正係数

| 前払金支出 割合区分 | 0%から 5%以下 | 5%を超え 15%以下 | 15%を超え 25%以下 | 25%を超え 35%以下 |
|---------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 補正係数 | 1.05 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |

表13.10で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

前払金の対象及び率は、「川崎市公共工事の前払金に関する規則」により次のとおりである。

請負金額が 1 件 1,000,000円以上では請負金額の 4 割に相当する額。

(3) 契約保証に係る一般管理費等率の補正について

発注者が契約の保証を必要とする工事について、表13.11で前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表13.12の補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

表13.12 契約保証に係る一般管理費等率の補正値

| | 保 証 の 方 法 | 補正値 (%) |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 発注者が金銭的保証を必要とする場合 | 0.04 |
| 2 | 発注者が役務的保証を必要とする場合 | 0.09 |
| 3 | 1、2以外の場合 | 補正しない |

ア. 本市においては、金銭的保証を原則とする。

イ. 役務的保証を要求する場合は、設計に入る段階以前に契約課と協議すること(工事内容、予算等の観点から、再発注手続が困難な場合にのみ限定し求めるものとする。)

ウ. 履行保証措置の免除範囲

500万円以内(消費税相当額を含む設計金額)の工事、500万円を超える随意契約(東京ガス、東京電力、日本電信電話等の場合に限る。)による工事は無保証とする。

改 正

算定式

〔一般管理費等率算定式〕

$$G_p = -4.97802 \times \log(C_p) + 56.92101 (\%)$$

ただし G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : (工事原価) - (処分費等のうち共通仮設費対象額から控除する金額)

(注) G_p の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(2) 一般管理費等率の補正

表13.11 一般管理費等率の補正係数

| 前払金支出 割合区分 | 0%から 5%以下 | 5%を超え 15%以下 | 15%を超え 25%以下 | 25%を超え 35%以下 |
|---------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 補正係数 | 1.05 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |

表13.10で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

前払金の対象及び率は、「川崎市公共工事の前払金に関する規則」により次のとおりである。

請負金額が 1 件 1,000,000円以上では請負金額の 4 割に相当する額。

(3) 契約保証に係る一般管理費等率の補正について

発注者が契約の保証を必要とする工事について、表13.11で前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表13.12の補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

表13.12 契約保証に係る一般管理費等率の補正値

| | 保 証 の 方 法 | 補正値 (%) |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 発注者が金銭的保証を必要とする場合 | 0.04 |
| 2 | 発注者が役務的保証を必要とする場合 | 0.09 |
| 3 | 1、2以外の場合 | 補正しない |

ア. 本市においては、金銭的保証を原則とする。

イ. 役務的保証を要求する場合は、設計に入る段階以前に契約課と協議すること(工事内容、予算等の観点から、再発注手続が困難な場合にのみ限定し求めるものとする。)

ウ. 履行保証措置の免除範囲

500万円以内(消費税相当額を含む設計金額)の工事、500万円を超える随意契約(東京ガス、東京電力、日本電信電話等の場合に限る。)による工事は無保証とする。